

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【公表番号】特表2008-530257(P2008-530257A)

【公表日】平成20年8月7日(2008.8.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-031

【出願番号】特願2007-553305(P2007-553305)

【国際特許分類】

C 09 C	3/12	(2006.01)
C 09 C	1/00	(2006.01)
B 82 B	1/00	(2006.01)
B 82 B	3/00	(2006.01)
C 09 C	1/28	(2006.01)
C 09 C	1/40	(2006.01)
C 09 C	1/62	(2006.01)

【F I】

C 09 C	3/12
C 09 C	1/00
B 82 B	1/00
B 82 B	3/00
C 09 C	1/28
C 09 C	1/40
C 09 C	1/62

【手続補正書】

【提出日】平成20年12月19日(2008.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ゼオライト、合成珪酸塩、天然珪酸塩、シリカ、アルミナ、鉱物、天然纖維、人造纖維、ガラス及び金属纖維からなる群より選ばれた基材の物理的性質を変性する方法であって、ポリヘドラルオリゴメリックシリセスキオキサン、ポリヘドラルオリゴメリックシリケート、及びそれらのポリマーからなる群より選ばれたナノ構造化学物質で基材を被覆することを含み、ここで、ナノ構造化学物質は、(a)基材による湿分吸収の低減、及び(b)基材がフィーラー材料として使用される際のポリマーとの適合性の向上からなる群より選ばれた基材の物理的性質を変性するものである方法。

【請求項2】

請求項1記載の方法であって、基材が、ナノ構造化学物質の混合物で被覆される方法。

【請求項3】

請求項1記載の方法であって、ナノ構造化学物質が、基材にインターフェースされる方法。

【請求項4】

請求項1記載の方法であって、ナノ構造化学物質が、基材を層剥離する方法。

【請求項5】

請求項1記載の方法であって、基材が、溶媒を使用しない技術で被覆される方法。

【請求項 6】

請求項 6 記載の方法であって、溶媒を使用しない技術が、溶融状態処理である方法。

【請求項 7】

請求項 1 記載の方法であって、基材が、溶媒を使用する技術を使って被覆される方法。

【請求項 8】

請求項 8 記載の方法であって、溶媒を使用する技術が、噴霧処理技術、流動処理技術及び混合処理技術からなる群より選ばれるものである方法。

【請求項 9】

請求項 1 記載の方法であって、ナノ構造化学物質が、基材に反応して結合するものである方法。

【請求項 10】

請求項 1 記載の方法であって、ナノ構造化学物質が、基材に反応せずに結合するものである方法。